

専属契約書

プロダクション名(以下、甲といいます)とアーティスト名(以下、乙といいます)とは、乙の録音録画活動、著作物創作活動及び芸能活動に関して、次の通り専属契約を締結します。

第1条(定義)

本契約の用語は、それらの語の通常の使用法に拘わらず、特に下記の通りとします。

①レコード

あらゆる速度、大きさ、タイプのディスクレコード(デジタル・オーディオ・ディスクを含む)、シートレコード、録音テープ(DATを含む)その他現在実用化されており、または将来新たに開発されて実用化されるようになる一切の形式、構造、素材の録音物をいいます。

②ビデオグラム

ビデオカセット、ビデオディスク、その他映像を再生することを目的とする一切の録画物及び音を映像とともに再生することを目的とする一切の録画物をいいます。

③実演

歌唱、演奏、口演、朗詠、上演、その他一切の芸能的な行為をいいます。

④原盤

実演家の実演、伴奏効果音、背景音等を収録した磁性テープ、その他固定媒体で、レコード、ビデオグラム、音楽配信の複製・頒布に適すると甲が認めたものをいいます。

⑤名称等

氏名、芸名、略称、写真、肖像、筆跡、経歴その他乙に係る一切の事項をいいます。

第2条(目的)

乙は、本契約期間中、甲の専属芸術家として甲の指示に従い、甲または甲の指定する第三者のために下記の業務を行うものとし、甲の承認を得ずして第三者のためにこれらの業務を行わないことに同意します。

①レコード、ビデオグラムの複製・頒布を目的とする作詞、作曲等の音楽著作物の創作及び執筆等の創作業務。

②テレビ、ラジオ、レコード、ビデオグラム、映画、演劇、コンサート、コマーシャル等の出演、実演業務。

③テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材会見業務。

④その他一切の著作物の創作活動、出演・実演業務及び取材会見業務。

第3条(権利の帰属)

1. 本契約に基づく乙の実演・出演活動により発生する著作権法上の一切の権利は、期間、地域、範囲の制限なく甲に帰属します。
2. 本契約に基づく乙の創作活動により発生する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、期間、地域、範囲の制限なく甲に帰属します。
3. 前二項に基づいて甲が取得した権利の一部または全部を、甲は自由な判断により第三者に許諾または譲渡することができます。

第4条(収入)

甲は、第2条に規定する乙の業務及び活動により発生する一切の対価を第三者に対して請求し、これを受領する権利を独占的に有するものとします。

第5条(義務)

甲は乙の業務・活動が円滑にかつ支障なく行われるよう第三者との交渉、契約等を甲の持つ機能を十分に活用し行うものとします。また、甲は本契約に基づく乙の業務・活動により発生する著作権の管理を行います。

第6条(対価)

甲は乙に対し、本契約の対価として下記に規定する報酬を支払うものとします。なお、本契約に基づく乙への報酬は、本条に規定する対価がすべてであり、甲は本条以外に乙に対する支払義務を負わないものとします。

① 専属料

甲は乙に対し、専属料として月額金_____円(源泉税込)を毎月25日に支払います。

② 実演家印税

甲は、乙の実演がメイン・アーティストとして収録されているレコード、ビデオグラム、音楽配信に関して、実演家印税__%を算出して乙に支払うものとします。なお、計算対象枚数、計算基準、印税計算期、計算方法、第三者使用や特販物、音楽配信等の印税率等については、乙が所属するレコード会社の算出基準に準拠するものとします。

③ 著作権使用料

乙が創作した著作物の著作権使用料については、甲または甲が指定する第三者と乙との間で別途取り交わす著作権契約書によって定めるものとします。なお、甲が著作権を取得しなかった著作物については、乙の当該著作物に係る著作権使用料の__%を甲が取得するものとします。

④ 貸レコード使用料、二次使用料、私的録音録画補償金等

乙の実演が収録されているレコードから発生する貸レコード使用料、放送二次使用料、私的録音録画補償金等の二次使用料については、一般社団法人演奏家権利処理合同機構等の権利者団体より受領する使用料の____%を支払います。

⑤ プロデュース料

乙が他のアーティストをプロデュースする場合の報酬は、甲乙がその都度協議して取り決めるものとします。

⑥ ライブ・コンサートの出演料

乙への報酬は、ライブ・コンサートの出演により発生する甲の収入がこれにかかる諸経費を上回る場合(黒字の場合)にのみ発生するものとし、具体的な報酬額については、甲乙がその都度協議して取り決めるものとします。なお、レコードのプロモーションのためのライブ(インスタ・ライブ等)については、原則として出演料は発生しないものとします。

⑦ 映画・テレビ・ラジオ・コマーシャルの出演料

映画・テレビ・ラジオ・コマーシャルの出演料については、甲乙がその都度協議して取り決めるものとします。

⑧ マーチャン・ダイジング

グッズの税抜小売価格の ____% に販売数を乗じた金額を支払うものとします。

⑨ 本条 2 号乃至 4 号の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第 7 条(経費)

乙の業務・活動にかかる乙の小口交通費、食費等の諸経費については、原則として、前条 1 号に規定する専属料に含まれるものとします。但し、甲が認めたものについてはこの限りではありません。

第 8 条(名称等の使用)

1. 甲または甲の指定する者は、その製作または販売・頒布する製品及び販売促進物、その他において販売、広告、宣伝のために乙の名称等を無償で使用することができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとします。また、乙は本契約期間中、甲または甲の指定する者以外の者の製作または販売・頒布する製品、サービス及び販売促進物、その他において乙の名称等の使用を許諾しないものとします。
2. 商品化権(乙の名称等を商品に付して使用する権利)の第三者に対する許諾権及び使用料を受ける権利は甲に帰属します。
3. 甲または甲の指定する者は、本契約終了後といえども、本契約期間中に制作した原盤の利用及びその販売促進物等のために、乙の名称等を無償で自由に使用することができます。

第 9 条(契約期間)

本契約の有効期間は ____年 ____月 ____日より ____年 ____月 ____日までの ____年間とします。但し、本契約の期間満了の 3 カ月前までに甲または乙より文書による反対の意思表示のない限り、本契約は自動的に 1 年間延長します。その後の期間延長についても同様とします。

第 10 条(事前の承認)

乙は本契約上の乙の義務の履行に関して、影響を及ぼし、または影響を及ぼすおそれのある契約を乙が第三者と締結する場合は、事前に甲の書面による承認を得るものとします。

第 11 条(社会的信用)

乙は一般社会通念から見て、甲の社会的信用の失墜を招くような行動を行わないものとします。

第 12 条(反社会的勢力との関係排除)

甲乙は、犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、指針といいます)を尊重し、自己及び自己の関係者について以下の各号に掲げる事項を表明し保証します。万一、甲乙のいずれかが本条に違反したことが明らかになった場合、他の契約当事者は催告及び自己の債務の提供を要せず直ちに当該違反者の本契約上の地位を喪失させることができます。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力(指針に記載のものと同義とし、以下、反社会的勢力といいます)でないこと。
- (2) 反社会的勢力が実質的に経営に関与していないこと。
- (3) 反社会的勢力に対し便宜を供与しまたは資金を提供するなど、反社会的勢力の維持

運営に協力しないこと。

- (4) 直接、間接を問わず反社会的勢力を利用しないこと。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、出資者に対し詐術、暴力的行為または不当な要求を行わないこと。

第 13 条(契約違反)

甲乙のいずれかが本契約に違反した場合、他方当事者は相当の期間を定めて催告のうえ、それでもなお当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができます。また違反者は、他方当事者に対しその損害の一切を賠償する義務を負うものとします。

第 14 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第 15 条(信義則)

甲乙は、本契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本契約に定めなき事項および本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各 1 通を保有します。

年 月 日

甲

乙